

## はじめに

近年、情報通信技術の飛躍的な発達により各種情報の IT 処理が浸透し、これが企業経営を高度化・効率化させ、消費者にも大きなメリットをもたらしています。しかし、反面、こうした通信技術・情報処理技術の発展は、情報の不正な取引や漏洩といった社会的不安をもたらすことになり、特に個人情報はその性質上、漏洩など誤った取扱いをされると個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。

そうしたなかで、平成 15 年 5 月には「個人情報の保護に関する法律」が成立・公布され、平成 17 年 4 月 1 日からは全面的な施行となりました。また、経済産業省は個人情報保護法の公布を受け、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を策定し、経済産業分野における事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援する具体的な指針を示したところです。

こうした状況をふまえ、消費生活に関する諸活動を行うことにより、消費者利益と企業活動の調和を図ることを目的とする当協会においても、個人情報保護の重要性を認識し本ガイドラインを制定することとしました。

なお、本ガイドライン中に具体例として記述した部分は、典型的な例を示すものでありすべての事案を網羅しているわけではなく、実際には個別事案ごとに検討が必要となることを付記しておきます。

平成 18 年 2 月  
社団法人 日本消費生活アドバイザー・  
コンサルタント協会